令和2年（2020年）4月27日

保護者　様

熊本県立松橋西支援学校長
藤田　泰資

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業の延長について（お知らせ）

長期にわたって臨時休業が続いており、保護者の皆様方にはたいへんな御苦労をおかけしています。児童生徒が日々健康・安全に過ごせるよう御協力をいただいておりますことに深く感謝いたします。

さて、本日、熊本県教育長から臨時休業（休校）の延長について通知がありました。県内は感染者数の増加が続いており、県立学校においても、いつ感染が広まるか大変危惧される状況にあるとして、現在実施している臨時休業（休校）を下記のとおり延長することとなりました。

保護者の皆様方には、引き続き御負担をおかけしますが、なにとぞ御理解のうえ、御協力をお願いいたします。

記

1　臨時休業（休校）を実施（延長）する期間
令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

2　感染症対策及び健康管理等について
（1）新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合、濃厚接触者に特定された場合、PCR 検査を受けることが決定した場合等には、速やかに学校に御連絡ください。
（2）毎朝、検温及び健康状態の確認を行ってください。
（3）自宅においても、咳エチケット、こまめな手洗い・うがい、部屋の換気等の感染症対策をしっかり行ってください。
（4）「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発生をする密接場面」の3つの密が重なる場所等への外出を控え、基本的に自宅で過ごしてください。
（5）「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」など規則正しい生活習慣を心がけ、心身の健康管理に努めてください。
（6）「適度な運動」については、一度に大人数が集まって人が密集する運動とならないよう配慮のうえ、適宜、安全な環境の下で運動の機会確保に努めてください。（例：体操、ジョギング、散歩、縄跳び等）
（7）運動時間については、小学部児童は1日30分程度、中学部・高等部生徒は30～60分程度を一つの目安として、児童生徒にとって無理のない範囲で、毎日継続的に運動を行ってください。

3　その他
休業期間中に保護者が仕事を休めず、地域の障害福祉サービス等の活用も困難な状況にある等の場合については、学校での受け入れを行っています。担任または学部主事等に遠慮なく御相談ください。